

[第2編第1章関連]

県の各部局における平素の業務

部局名	平 素 の 業 務
各部局共通	<p>1 関係省庁、関係機関、関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>2 所管する県有施設の管理、連絡調整に関すること。</p>
秘書・広報戦略部	<p>1 秘書に関すること。</p> <p>2 広報に関すること。</p>
企画部	1 災害復旧と県勢振興計画の調整に関すること。
総務部	<p>1 県立大学並びに私立の小・中・高等学校及び専修、各種学校に関すること。</p> <p>2 庁舎、公有財産の管理、運用に関すること。</p> <p>3 職員の服務、給与に関すること。</p> <p>4 庁内の電子メール等の情報システム及び行政情報通信ネットワークの運用に関すること。</p> <p>5 広聴に関すること。</p>
危機管理部	<p>1 県国民保護計画作成等に関すること。</p> <p>2 各部局間の連絡調整に関すること。</p> <p>3 国民保護協議会の運営に関すること。</p> <p>4 避難施設の指定等に関すること。</p> <p>5 安否情報事務に関すること。</p> <p>6 Em-net(緊急情報ネットワークシステム)、J-ALERT(全国瞬時警報システム)に関すること。</p> <p>7 国民保護訓練に関すること。</p> <p>8 特殊標章等の許可・交付事務に関すること。</p> <p>9 指定地方公共機関に関すること。</p> <p>10 生活関連等施設に関すること。</p> <p>11 住民への啓発に関すること。</p> <p>12 国民保護にかかる予算措置に関すること。</p> <p>13 その他国民保護に関する総括的事務に関すること。</p>
地域振興部	<p>1 避難住民・救援物資の輸送計画等に関すること。</p> <p>2 県バス協会、県トラック協会およびその他運送に係る指定(地方)公共機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3 有明海自動車航送船組合に関すること。</p>
文化観光国際部	<p>1 文化振興にかかる施策の企画・立案、推進及び総合調整に関すること。</p> <p>2 国際交流・国際協力及び国際施策の推進に関すること。</p>

部局名	平 素 の 業 務
	3 平和に関すること 4 外国人に対する啓発の支援に関すること。
県民生活環境部	1 埋葬及び火葬に関すること。 2 NPO(民間非営利組織)、ボランティアに関すること。 3 非常時における交通安全対策に関すること。 4 食品の衛生確保の対策に関すること。 5 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること。 6 応急給水にかかる対策に関すること 7 し尿、ごみ等の処理並びに廃棄物処理施設等に関すること。 8 汚水処理施設(漁業集落排水を除く)に関すること。 9 飲料水の衛生確保の対策に関すること
福祉保健部	1 備蓄用飲料水、食品(米穀を除く)、生活必需品、その他の救援物資(他部局の所管に属するものを除く)の備蓄・整備に関すること。 2 医療救護班の編成、派遣に関すること。 3 医療体制整備に関すること。 4 医薬品、衛生材料の備蓄に関すること。 5 要配慮者に対する福祉避難所に関すること。 6 避難住民の健康対策に関すること。 7 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 8 防疫・保健衛生対策に関すること。 9 日本赤十字社長崎県支部、県医師会、県歯科医師会、県看護協会その他医療等に係る指定地方公共機関との連絡調整に関すること。 10 赤十字標章等の許可・交付事務に関すること。 11 義捐(援)金品等の受付、配分及び輸送に関すること。 12 災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金に関すること。
こども政策局	1 被災(罹災)児童の支援に関すること。
産業労働部	1 避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること。 2 中小企業(商工鉱業)の支援に関すること。
水産部	1 漁港施設等の能力把握、対策に関すること。
農林部	1 救援物資(米穀)の整備・備蓄に関すること。 2 家畜伝染病予防及び防疫対策に関すること。 3 緊急輸送路、避難路となり得る農林道に関すること。 4 農林災害金融に関すること。
土木部	1 道路・橋梁、河川、ダム、砂防、地すべり、急傾斜等危険箇所、海岸堤防等の対策に関すること(他部局の所管に属するものを除く)。

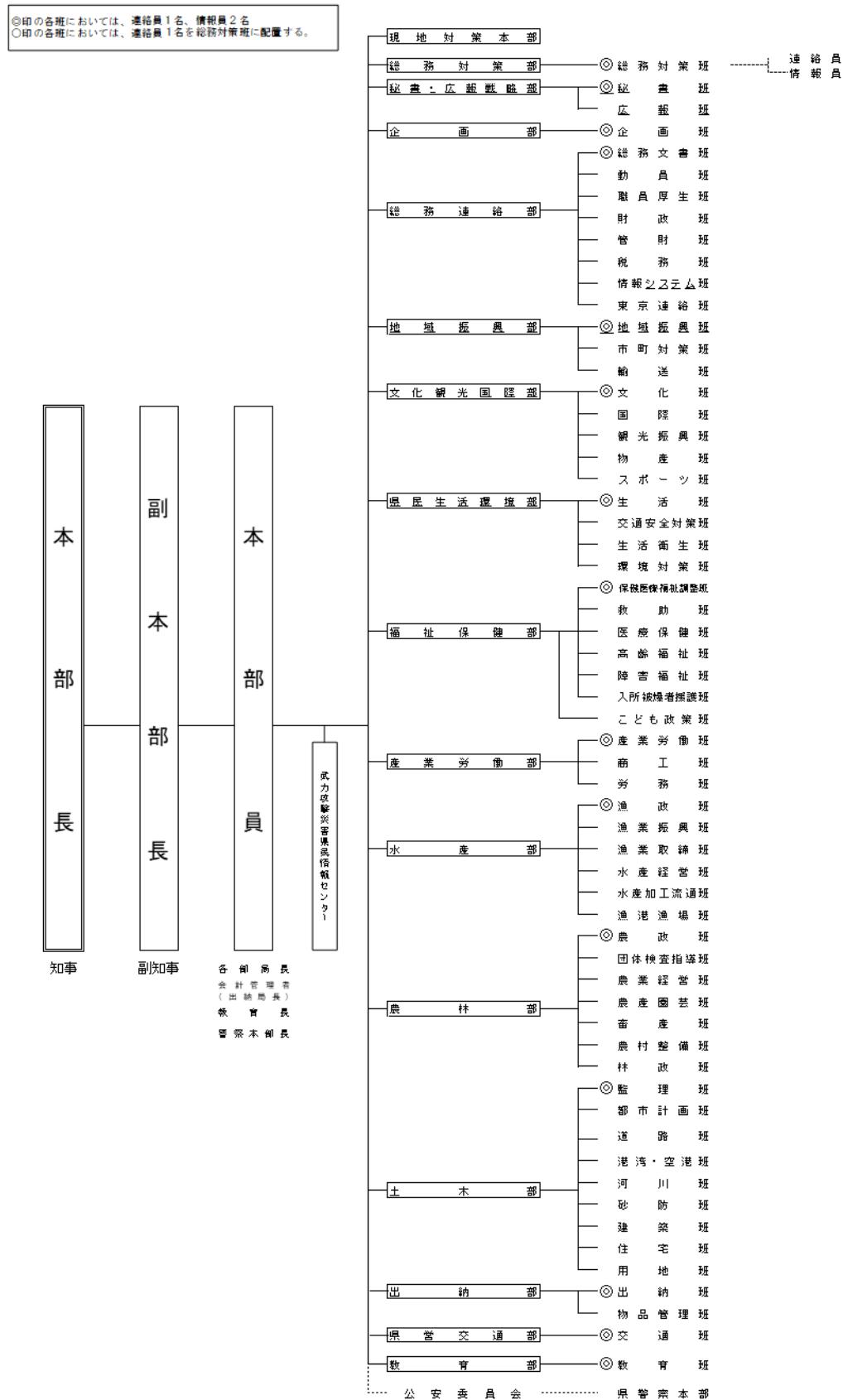
部局名	平 素 の 業 務
	2 港湾・空港施設等の能力把握、対策に関すること。 3 緊急輸送路、避難路となり得る道路に関すること(他部局の所管に属するものを除く)。 4 応急仮設住宅に関すること
出納局	1 義捐(援)金の保管に関すること。 2 物品の購入及び物品管理の総括に関すること。
教育庁	1 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関すること。 2 文化財の保護に関すること。
警察本部	1 警備体制の整備に関すること。 2 交通規制に係る体制整備に関すること。 3 装備資機材の整備に関すること。 4 特殊標章等の交付等に関する事(県警察本部長が行うもの)。

県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
知事	副知事	副知事	危機管理部長
副知事	副知事	危機管理部長	総務部長
秘書・広報戦略部長	秘書課長	秘書課 総括課長補佐	秘書課調整班課長補佐
企画部長	政策調整課長	政策調整課総括課長補 佐	政策調整課総務・予算班 課長補佐
総務部長	総務部次長	総務文書課長	総務文書課 総括課長補佐
危機管理部長	危機管理対策監	基地対策・国民保護課 長	基地対策・国民保護課 参事
地域振興部長	地域づくり推進課長	地域づくり推進課 総括課長補佐	地域づくり推進課 総務企画班 課長補佐
文化観光国際部長	文化観光国際部次長	文化振興・世界遺産課 長	文化振興・世界遺産課 総括課長補佐
県民生活環境部長	県民生活環境部次長	県民生活環境課長	県民生活環境課 総括課長補佐
福祉保健部長	福祉保健部次長	福祉保健部次長	福祉保健課長
産業労働部長	産業労働部次長	産業政策課長	産業政策課総括課長補 佐
水産部長	水産部次長	漁政課長	漁政課総括課長補佐
農林部長	農林部次長(農業)	農林部次長	農政課長
土木部長	土木部技監	土木部次長	監理課長
会計管理者(出納局長)	会計課長	会計課総括課長補佐	会計課総務調整班 班長
交通局長	管理部長	貸切事業部長	貸切課長
教育長	教育次長	教育政策課長	教育政策課 総括課長補佐
警察本部長	警備部長	警備課長	警備課長が指名する者

[第3編第2章関連]

長崎県国民保護対策本部組織図



県対策本部の設置等にかかる組織の機能(事務分掌)

部／部長(○)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
総務対策部 ◎危機管理対策監	総務対策班 防災企画課長 基地対策・国民保護課長 消防保安室長	1 国民保護措置に関する総合調整。 2 県対策本部等に関すること。 3 本部職員の招集に関すること。 4 警報、避難の指示、緊急通報、退避の指示に関すること。 5 避難経路の決定に関すること。 6 自衛隊との連絡調整に関すること。 7 安否情報事務に関すること。 8 武力攻撃災害情報の収集並びに記録に関すること。 9 消防署、消防団その他消防指導に関すること。 10 県対策本部の通信施設に関すること。 11 特殊標章等の許可・交付に関すること。 12 危険物質等(消防法の危険物・火薬類・高圧ガス)を取り扱う施設(令28条第1号、3号及び4号にかかる生活関連等施設を含む)に対する安全確保のための必要な措置に関すること。 13 生活関連等施設(他班の所管に関するものを除く。)の安全確保のための必要な措置に関すること。
秘書・広報戦略部 ◎秘書・広報戦略部長 ○秘書課長	秘書班 秘書課長 広報班 ながさき PR 戦略課長 広報課長	1 本部長及び副本部長の視察に関すること 2 災害見舞い及び視察者の対応に関すること 1 広報に関すること 2 武力攻撃災害写真の収集に関すること。 3 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。
企画部 ◎企画部長 ○政策調整課長	企画班 政策調整課長 政策企画課長 デジタル戦略課長	1 災害復旧と県勢振興計画の調整に関すること 2 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
総務連絡部 ◎総務部長 ○総務部次長	総務文書班 総務文書課長 県民センター長	1 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 2 県立大学並びに私立の小・中・高等学校及び専

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
	学事振興課長 総務事務センター長 債権管理室長	修、各種学校の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	動員班 人事課長 新行政推進室長	1 有事発生時における人員の配置及び調整に関すること。 2 職員の非常招集に関すること。
	職員厚生班 職員厚生課長	1 職員の被災状況調査及び健康管理に関すること。
	財政班 財政課長	1 武力攻撃災害等対策にかかる予算措置に関すること。
	管財班 管財課長	1 公有財産の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 被災地視察用自動車の配車に関すること。 3 県対策本部の通信施設に関すること。
	税務班 税務課長	1 県税の減免等に関すること。 2 市町村税の減税等の情報提供、助言に関すること。
	情報システム班 スマート県庁推進課長	1 庁内の電子メール等の情報システム及び行政情報通信ネットワークの運用に関すること。
	東京連絡班 東京事務所長	1 国会、中央官庁等との連絡調整、広報及び資料配布に関すること。
地域振興部 ◎地域振興部長 ○ 地域づくり推進課長	地域振興班 地域づくり推進課長 県庁舎跡地活用室長 土地対策室長	1 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
	市町対策班 市町村課長	1 市町の緊急資金のあっせんに関すること。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
	輸送班 交通政策課長 新幹線対策課長	1 運輸施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 避難住民、救援物資の輸送計画全般に関すること。 3 輸送事業者との連絡調整に関すること。
文化観光国際部 ◎ 文化観光国際部長 ○文化観光国際部次長	文化班 文化振興・世界遺産 課長 ながさきピース文化祭 課長	1 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 2 所管施設・設備の安全性の確保に関すること。 3 県が主催する文化芸術事業(イベント等)の実施についての検討、連絡調整に関すること。
	観光振興班 観光振興課長 インバウンド推進課 長	1 関係団体や各市町の観光担当部署との連絡調整に関すること及び所管施設の被災状況把握、その対策に関すること。
	物産班 物産ブランド推進課長	1 所管団体及び施設の被災状況の把握に関すること。 2 県が主催する物産関係事業の実施についての検討・連絡調整に関すること。
	国際班 国際課長	1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。
	スポーツ班 スポーツ振興課長	1 県及び関係団体が主催する大会・試合等における来場者、関係者の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
県民生活環境部 ◎県民生活環境部長 ○県民生活環境部次長	生活班 県民生活環境課長 男女参画・女性活躍 推進室長 人権・同和対策課長	1 武力攻撃災害等時における消費者物価に関すること。 2 災害ボランティアセンター及び府内のNPO(民間非営利組織)・ボランティア関係課との連絡調整に関すること。

部／部長(○)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
	統計課長 食品安全・消費生活 課長	3 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。
	交通安全対策班 交通・地域安全課長	1 武力攻撃災害等時における交通安全対策に関する事。
	生活衛生班 生活衛生課長	1 食品の衛生確保に関する事。 2 救援(埋葬・火葬)に関する事。 3 動物保護、特定動物対策に関する事。
	環境対策班 地域環境課長 水環境対策課長 資源循環推進課長 自然環境課長	1 原子力緊急時の環境モニタリングに関する事。 2 有害物質使用工場・事業場からの有害物質流出防止に関する事 3 水道施設の被害状況の情報収集及び復旧対策に関する事。 4 水源の取水停止の指示、飲料水の摂取制限の指示に関する事。 5 飲料水の衛生確保に関する事 6 応急給水に係る連絡調整及び対策に関する事 7 し尿、ごみ等の処理並びに廃棄物処理施設等に関する事。 8 自然公園施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する事。 9 汚水処理施設(漁業集落排水を除く)に関する事。 10 令27条第3号にかかる生活関連等施設(水道法にかかる取水等施設)の安全確保のための必要な措置に関する事。

部／部長(○)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
福祉保健部 ◎福祉保健部長 ○福祉保健部次長 ○こども政策局長	保健医療福祉調整班 福祉保健課長 医療監 地域保健推進課長	1 医療系及び、保健・福祉系活動チームの派遣調整に関すること 2 被災地・避難所での保健医療福祉活動に関する情報連携に関すること 3 被災地・避難所等の情報の整理・分析及び部内の総合調整に関すること
	救助班 福祉保健課長 監査指導課長 国保・健康増進課長 原爆被爆者援護課長	1 救援(食品、飲料水、生活必需品)に関すること。 2 救援(他班の所管に属するものを除く)に関すること。 3 要配慮者に対する福祉避難所に関すること 4 人的及び家屋の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 5 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。 6 義援金品等の受付、配分及び輸送に関すること。 7 日本赤十字社長崎県支部との連絡調整に関すること。 8 赤十字標章等の許可・交付に関すること。 9 社会福祉施設及び保護施設の被害状況の収集及びその対策に関する事(他班の所管に属するものを除く)。 10 生活福祉資金に関する事。 11 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
	医療保健班 医療政策課長 地域保健推進課長 医療人材対策室長 薬務行政室長	1 救援(医療・助産)に関すること。 2 医療救護班の編成、派遣に関すること 3 医療機関の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 4 医薬品等の調達及び配分、輸送に関すること。 5 防疫・保健衛生に関すること。 6 危険物質等(令28条第2号にかかる毒物及び劇物及び令28条第8号の毒薬・劇薬(但し、動物用を除く。)を取り扱う施設(生活関連等施設を含む)に対する安全確保のための必要な措置に関すること。
	高齢福祉班 長寿社会課長	1 高齢者施設、介護サービス事務所の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 在宅要援護高齢者の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	障害福祉班 障害福祉課長	1 障害者福祉施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 在宅要援護障害者の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	入所被爆者援護班 原爆被爆者援護課長	1 原爆被爆者保健福祉施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	こども政策班 こども未来課長 こども家庭課長	1 被災により保護が必要な児童の実態把握及びその対策に関すること。 2 児童福祉施設及び私立幼稚園の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
産業労働部 ◎産業労働部長 ○産業労働部次長	産業労働班 産業政策課長 企業振興課長 新産業推進課長 新エネルギー推進室 長 未来人材課長	1 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
	商工班 経営支援課長	1 商工鉱業者の災害金融に関すること。
	労務班 雇用労働政策課長	1 災害復旧に携わる労務者の確保に関すること。
水産部 ◎水産部長 ○水産部次長	漁政班 漁政課長	1 非常時対策用舟艇のあっせんに関すること。
	漁業振興班 漁業振興課長	1 住民輸送用漁船及び遊漁船業登録船の情報提供に関すること。
	漁業取締班 漁業取締室長	1 漁業取締船の出動に関すること。
	水産経営班 水産経営課長	1 漁業災害金融に関すること。
	水産加工流通班 水産加工流通課長	1 水産物の出荷制限に関すること。
	漁港漁場班 漁港漁場課長	1 漁港施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 漁場環境汚染の情報収集等に関すること。
農林部 ◎農林部長 ○農林部次長	農政班 農政課長 農山村振興課長 農業イノベーション推進室長 諫早湾干拓課長	1 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
	団体検査指導班 団体検査指導室長	1 農協等共同利用施設等の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	農業経営班 農業経営課長	1 農畜産物の被害状況の情報収集に関する事 2 農林災害金融に関する事。
	農産園芸班 農産園芸課長 農産加工流通課長	1 農作物の武力攻撃災害対策に関する事 2 救援(米穀)に関する事 3 農産物の出荷制限に関する事。
	畜産班 畜産課長	1 家畜、家きんの被害状況の情報収集に関する事 2 家畜伝染病予防及び防疫に関する事 3 畜産物の出荷制限に関する事 4 危険物質等(令28条第8号にかかる医薬品医

部／部長(○)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
		療機器等法の動物用の毒薬・劇薬)を取り扱う施設(生活関連等施設を含む)に対する安全確保のための必要な措置に関すること。
	農村整備班 農村整備課長	1 緊急輸送路、避難路となり得る農道の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 令27条第9号にかかる生活関連等施設(農水省所管のダム)の安全確保のための必要な措置に関すること。
	林政班 林政課長 森林整備室長	1 緊急輸送路、避難路となり得る林道の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 林産物の出荷制限に関すること。
土木部 ◎土木部長 ○土木部技監 ○土木部次長 ○土木部参事監	監理班 監理課長 建設企画課長 盛土対策室長	1 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	都市計画班 都市政策課長	1 都市公園その他都市施設等の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	道路班 道路建設課長 道路維持課長	1 道路・橋梁の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	港湾・空港班 港湾課長	1 港湾・空港の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 令27条第7号及び8号にかかる生活関連等施設(港湾・空港施設)の安全確保のための必要な措置に関すること。
	河川班 河川課長	1 河川、ダム等の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 令27条第9号にかかる生活関連等施設(国交省所管のダム)の安全確保のための必要な措置に関すること。
	砂防班 砂防課長	1 砂防施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
	建築班 建築課長	1 建築物の被害状況の情報収集に関すること。 2 宅地の被害状況の情報収集に関すること。

部／部長(◎)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
	営繕課長	
	住宅班 住宅課長	1 応急仮設住宅の建築に関すること。 2 住宅金融に関すること。
	用地班 用地課長	1 土木部所管にかかる公有財産の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
出納部 ◎会計管理者 (出納局長) ○会計課長	出納班 会計課長	1 義援金の保管に関すること。
	物品管理班 物品管理室長	1 武力攻撃災害等対策に係る物品の調達に関すること。
県営交通部 ◎交通局長 ○交通局管理部長	交通班 交通局管理部長	1 県営バスの被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 県営バスによる避難住民、旅客等の運送の確保に関すること。
教育部 ◎教育長 ○教育次長	教育班 教育政策課長 働きがい推進室長 福利厚生室長 教育環境整備課長 教職員課長 義務教育課長 高校教育課長 教育DX推進室長 特別支援教育課長 児童生徒支援課長 生涯学習課長 学芸文化課長 体育保健課長	1 児童生徒及び授業の措置に関すること。 2 救援(学用品の給与)に関すること。 3 文化財の保護に関すること。 4 学校施設、社会教育施設及び社会体育施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 5 教職員の被災状況調査及び健康管理に関すること。 6 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。

部／部長(○)、 副部長(○)相当職	班／班長相当職	事務分掌
(県公安委員会)	県警察本部	<p>1 警報等に係る措置に関すること。</p> <p>2 住民の避難に関すること。</p> <p>3 被災者の搜索及び救出に関すること。</p> <p>4 生活関連等施設の安全確保に関すること。</p> <p>5 NBC(核・生物・化学)攻撃等による災害への対処に関すること。</p> <p>6 被災情報等の収集及び提供に関すること。</p> <p>7 情報通信の確保に関すること。</p> <p>8 道路交通の管理に関すること。</p> <p>9 応急の復旧に関すること。</p> <p>10 特殊標章の交付に関すること。</p>

※令…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(国民保護法施行令)

長崎県国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第38条第8項の規定に基づき、長崎県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、65人以内とする。

2 法第38条第6項の規定による専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐するため、協議会に、幹事を置くことができる。

2 前項の規定により幹事を置くときは、65人以内とし、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県国民保護協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県国民保護協議会条例（平成17年長崎県条例第7号）第7条の規定により、長崎県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員は、協議会開催の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることがある。

(委員の権限の委任)

第3条 委員が協議会の会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開とする。

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。
- 3 部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に会長を置き、会長は、危機管理部長をもって充てる。
- 3 幹事会の運営に関して必要な事項は別に定める。
- 4 幹事が幹事会の会議に出席できないときは、当該幹事と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ幹事が指名する者にその権限を委任することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、長崎県基地対策・国民保護課に置く。

附 則

この要領は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県国民保護対策本部及び長崎県緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、長崎県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び長崎県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 前3項に定める者のほか、国民保護対策本部の事務を補助させるため、必要な職員を置くことができる。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定により現地対策本部を設置するときは、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(長崎県緊急対処事態対策本部)

第7条 長崎県緊急対処事態対策本部については、国民保護対策本部の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県国民保護対策本部及び長崎県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

長崎県国民保護対策本部及び長崎県緊急対処事態対策本部条例（平成17年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年1月9日から適用する。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第3条第4項及び第172条第4項の規定並びに第32条第2項第6号及び第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本指針の内容に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定若しくは国民の保護に関する相互応援協定（以下「災害時等の相互応援協定」という。）又は都道府県間で個別に締結する災害時等の相互応援協定では被災者等（避難住民及び大規模災害、武力攻撃災害等（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）における被災者をいう。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県又は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施するため応援を必要とする都道府県（以下「被災県等」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県等は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県等からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

3 幹事県は、被災県等に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。

4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。

5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(連絡窓口)

第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。

2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。

3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(広域応援の内容)

第5条 広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護、武力攻撃災害等への対処及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(広域応援の要請)

第6条 被災県等は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県等の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県等に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県等に、広域応援の内容を連絡するものとする。
- 4 広域応援計画で被災県等を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 5 第1項による要請をもって、被災県等から各都道府県に対して広域応援の要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行つた都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県等の負担とする。

ただし、被災県等と広域応援を行つた都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県等は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県等は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(隣接県に対する応援要請)

第8条 被災県等は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県等は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。

- 2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。
- 3 全国知事会は、被災県等が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。
- 4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、都道府県が各ブロック知事会及び個別に締結する災害時等の相互応援協定を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、次に掲げる災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、被災県又は要避難地域若しくは避難先地域を管轄する県（以下「被災県等」という。）独自では十分に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置及び法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

- 一 法第2条第4項に規定する武力攻撃災害
- 二 法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 武力攻撃災害等に対処するための物資や資機材の提供
- 七 その他国民保護措置等に必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の相互調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
ただし、国民保護措置等の実施状況により任期延長が必要と判断される場合は、各県協議のうえ、任期を延長することができるものとする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

- 第4条 応援を受けようとする被災県等は、災害の状況等の要請する理由及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話、電子メール、ファクシミリ等可能な限り2以上の手段により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県等に通知するものとする。
 - 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。

- 4 被災県等は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県等に通知するものとする。
- 6 被災県等は、応援を要請するに当たって、武力攻撃災害等の状況その他必要な情報の提供を行う等、応援に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- 7 被災県等以外の県は、武力攻撃災害等の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があつたものとみなす。

(応援に従事する者の指揮等)

- 第5条 応援に従事する者は、法第12条第2項の規定に基づき、国民保護措置等の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。
- 2 応援を受ける県が指揮不能の場合は、応援に従事する者は幹事県の調整の下に行動するものとする。
 - 3 応援を受けた県は、応援に従事する者に対し、隨時武力攻撃災害等の状況その他必要な情報を提供する等安全の確保に十分配慮するものとする。

(経費の支弁)

- 第6条 応援に要した経費は、法第165条第1項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、応援を受けた県が支弁する。
- 2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から求めがあった場合には、法第165条第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

- 第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 他の武力攻撃災害等に係る応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

- 第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

- 第9条 この協定は、平成18年10月23日から適用する。

九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災等をした場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第7号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続きの細目)

第4条 協定第4条各項（第3項及び第6項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続き等の細目は、協定第2条第1号から第6号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県等は、協定第2条第7号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、必要とする応援の具体的な内容を明らかにして要請を行うものとする。

4 前項の要請を受けた関係県は、応援の具体的な内容を明らかにして被災県等に対して通知を行うものとする。

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた県が支弁すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援した県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額
イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資、資機材の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

(職員の公務災害補償)

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月13日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成18年度	長崎県	大分県
平成19年度	熊本県	宮崎県
平成20年度	大分県	鹿児島県
平成21年度	宮崎県	沖縄県
平成22年度	鹿児島県	山口県
平成23年度	沖縄県	福岡県
平成24年度	山口県	佐賀県
平成25年度	福岡県	長崎県
平成26年度	佐賀県	熊本県
平成27年度	長崎県	大分県

(注) 平成28年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災危機管理局
佐賀県	統括本部	消防防災課
長崎県	危機管理監	危機管理課
熊本県	総務部	危機管理・防災消防総室
大分県	生活環境部	防災危機管理課
宮崎県	危機管理局	危機管理室
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理課

公用令書等の様式

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令)

別記様式第一

長崎県収用第 号	公 用 令 書																														
氏名																															
住所																															
第 81 条第2項 第 81 条第4項 第 183 条において準用する第 81 条第2項 第 183 条において準用する第 81 条第4項 の規定に 基づき、次のとおり物資を収用する。																															
(理由)																															
年 月 日																															
処分権者 氏名 長崎県知事																															
印																															
<table border="1"> <tr> <td>収容すべき物資の種類</td> <td>数 量</td> <td>所在場所</td> <td>引渡月日</td> <td>引渡場所</td> <td>備 考</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		収容すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考																								
収容すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考																										

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第二

長崎県保管第 号	公 用 令 書																									
氏名																										
住所																										
第 81 条第3項 第 81 条第4項 第 183 条において準用する第 81 条第3項 第 183 条において準用する第 81 条第4項 の規定に 基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。																										
(理由)																										
年 月 日																										
処分権者 氏名 長崎県知事																										
印																										
<table border="1"> <tr> <td>保管すべき物資の種類</td> <td>数 量</td> <td>保管すべき場所</td> <td>保管すべき期間</td> <td>備 考</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																						

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

長崎県使用第 号

公用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条第3項
 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。
 第 183 条において準用する第 82 条

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 長崎県知事

印

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A 5 とする。

別記様式第四

長崎県取消第 号

公用 取 消 令 書

氏名

住所

第 81 条第2項

第 81 条第3項

第 81 条第4項

の規定に基づく

第 82 条

第 183 条において準用する第 81 条第2項

第 183 条において準用する第 81 条第3項

第 183 条において準用する第 81 条第4項

第 183 条において準用する第 82 条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条第3項
 の規定により、これを交付する。

国民の保護のための措置に関する法律施行令 第 16 条第3項

(取り消した処分の内容)

第 52 条において準用する第 16 条

年 月 日

処分権者 氏名 長崎県知事

印

備考 用紙は、日本工業規格A 5 とする。

火災・災害等即報要領

		〔昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官〕
改正	平成6年12月	消防災第279号
	平成7年 4月	消防災第 83号
	平成8年 4月	消防災第 59号
	平成9年 3月	消防情第 51号
	平成12年11月	〔消防災第 98号 消防情第125号〕
	平成15年3月	〔消防災第 78号 消防情第 56号〕
	平成16年9月	消防震第 66号
	平成20年5月	消防応第 69号
	平成20年9月	第166号
	平成24年5月31日	消防応第111号
	平成29年2月7日	消防応第 11号
	平成31年 4月	消防応第 28号
	令和 元年 6月	消防応第 12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

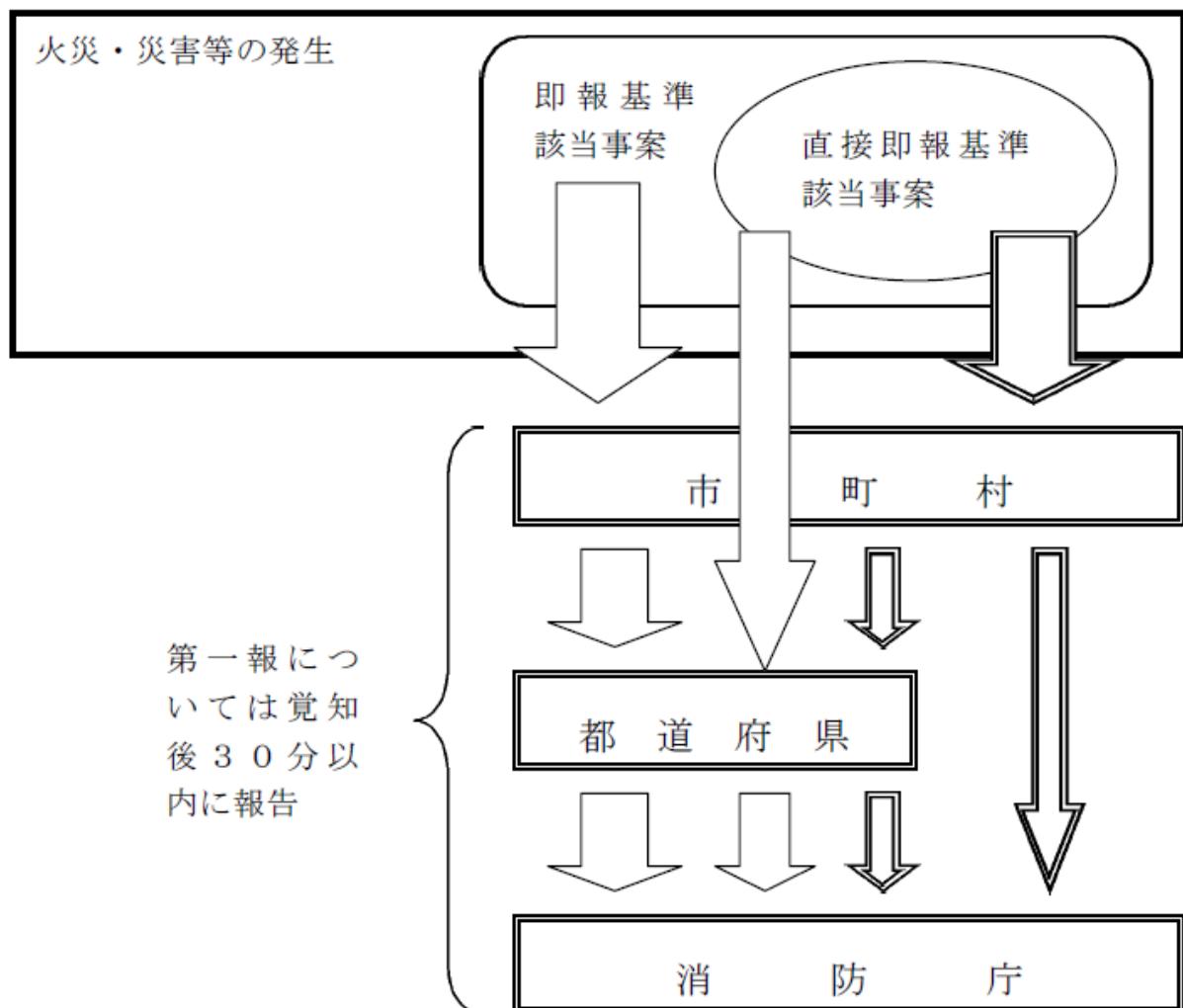
3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する

一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第一報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第一報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・

災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

- (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

- (2) 個別基準

次の火災及び事故については上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

（ア）建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災

- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中

に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子

力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏え
いがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認めら
れるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上
げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる
等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含
む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における整備等において発生した救急・
救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事
案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）
について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。

以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接
又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災
害

(2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に

準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故 ((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いものの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

 a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

 b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

 a 発見及び通報の状況

 b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

 a 消防事情

 b 都市構成

 c 気象条件

 d その他

(ウ) 燃損地域名及び主な燃損建物の名称

(エ) 災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 燃損状況、燃損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものも含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

- ・N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地

方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

関 係 機 関 の 連 絡 先

(第1編第3章関連)

[第1編第3章関連]

取扱注意

海上保安部等

名称	担当部所	所在地	電話番号	FAX	防災無線電話
長崎海上保安部	警備救難課	長崎市松が枝町7の29	(095)827-5133	(095)827-5133	165-11
佐世保海上保安部	管理課	佐世保市千尽町4の1	(0956)31-6003	(0956)26-1199	423-11
対馬海上保安部		対馬市厳原町東里341の42	(09205)2-0640		827-11
三池海上保安部	警備救難課	福岡県大牟田市新港町1	(0944)53-0521	0944)56-7339	
唐津海上保安部		佐賀県唐津市二夕子3の216の2	(0955)74-4321		
伊万里海上保安署		佐賀県伊万里市山代町久原2976の31	(0955)28-3388	(0955)28-3388	
壱岐海上保安署		壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦648の5	(0920)47-0508	(0920)47-2363	725-11
五島海上保安署		五島市東浜町2の1の1	(0959)72-3999	(0959)72-3999	627-11
平戸海上保安署		平戸市岩の上町1529の2	(0950)22-3997	(0950)22-3995	446-11
比田勝海上保安署		対馬市上対馬町比田勝1000の23	(0920)86-2113	(0920)86-2113	

県の機関

名称	担当部所	所在地	電話番号	FAX	防災無線電話	防災無線FAX
危機管理課	原子力対策班	県庁新別館4階	直 095-824-3597 直 095-895-2144	095-821-9202		7231
防災室		県庁新別館3階	直 095-825-7855 直 095-895-3731	095-823-1629		7338
長崎県防災ヘリコプター事務所		大村市今津町201	代 0957-52-9590	0957-52-8785	180-11	180-24
長崎振興局	総務課	長崎市大橋町11-1	代 095-844-2181	095-849-2780	1518-207	
県央振興局	総務課	諫早市永昌東町25-8	代 0957-22-0010	0957-23-6035	5518-213	551-7739
島原振興局	総務課	島原市城内1-1205	代 0957-63-0111 直 0957-63-5036	0957-63-7933	5118-212	511-7339
県北振興局	総務企画課	佐世保市木場田町3-25	代 0956-23-4211 直 0956-22-0374	0956-23-6606 0956-23-3162		7339
五島振興局	総務課	五島市福江町7-1	代 0959-72-2121 直 0959-72-4852	0959-74-1822	6118-222	611-7339
壱岐振興局	総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触570	代 0920-47-1111 直 0920-47-4396	0920-47-4809	7118-211	711-7339
対馬振興局	総務課	対馬市厳原町宮谷224	代 0920-52-1311 直 0920-52-1206	0920-52-5509	8118-211	811-7339

市 町

名称	担当部所	所在地	電話番号	ファクシミリ番号	防災無線電話	防災無線FAX
長崎市	防災危機管理室	長崎市興善町3-1	代 095-8252-5151 直 095-822-0480	095-820-0108	166-9-70	166-9-70-2223
佐世保市	防災危機管理局	佐世保市八幡町1-10	代 0956-24-1111 直 0956-23-9258	0956-25-0086	421-13	421-19
島原市	市民安全課	島原市上の町537	代 0957-63-1111 直 0957-62-8022	0957-62-3678	521-11	521-19
諫早市	総務部総務課	諫早市東小路町7-1	代 0957-22-1500 直 0957-22-1510	0957-24-3270	561-11	561-19
大村市	安全対策課	大村市玖島1-25	代 0957-53-4111 直 0957-53-5999	0957-52-3883	571-11	571-19
平戸市	総務部総務課	平戸市岩の上町1508-3	代 0950-22-4111 直 0950-22-9101	0950-22-5178	461-11	461-19
松浦市	防災課	松浦市志佐町里免365	代 0956-72-1111	0956-72-1115	441-11	441-19
対馬市	総務部総務課	対馬市厳原町国分1441	代 0920-53-6111	0920-53-6112	821-11	821-19
壱岐市	総務部 危機管理課	壱岐市郷ノ浦町本村触682	代 0920-48-1111	0920-48-1553	724-11	724-19
五島市	総務課	五島市福江町1番1号	代 0959-72-6111 直 0959-72-6110	0959-74-1994	629-11	629-19
西海市	総務部 防災基地対策課	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222	代 0959-37-0011 直 0959-37-0028	0959-23-3101	765-11	765-19
雲仙市	危機管理課	雲仙市吾妻町牛口名714	代 0957-38-3111	0957-38-3109	535-11	535-19
南島原市	総務部防災課	南島原市西有家町里坊96番地2	代 0957-73-6600 直 0957-73-6622	0957-82-3086	548-11	548-19
長与町	総務部 地域安全課	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1	代 095-883-1111 直 095-801-5782	095-883-1464	178-11	178-19
時津町	総務部総務課	西彼杵郡時津町浦郷274番地1	代 095-882-2211	095-882-9293	179-11	179-19
東彼杵町	総務課	東彼杵郡東彼杵町藏本郷1850-6	代 0957-46-1111	0957-46-0884	436-11	436-19
川棚町	総務課	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	代 0956-82-3131	0956-82-3134	437-11	437-19
波佐見町	総務課	東彼杵郡波佐見町宿郷660	代 0956-85-2111	0956-85-5581	439-11	439-19
小値賀町	総務課	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	代 0959-56-3111	0959-56-4185	464-11	464-19
佐々町	総務課	北松浦郡佐々町本田原免168-2	代 0956-62-2101	0956-62-3178	433-11	433-19
新上五島町	総務課 消防防災室	南松浦郡新上五島町七目郷902-1	代 0959-43-0147	0959-42-0448	646-11	646-19

県庁・振興局から 無線で発信 1-2(地上系) 又は 1-3 (衛星系)

市・町・消防機関から 無線で発信 △-2 (地上系) 又は△-3 (衛星系)

消 防

名称	担当部所	所在地	電話番号	FAX	防災無線電話	防災無線FAX
長崎市消防局	警防課	長崎市興善町3番1号	代 095-822-0461 直 095-822-0436	095-829-1067	166-11	166-19
佐世保市消防局	警防課	佐世保市平瀬町9番地2	代 0956-23-5121 直 0956-23-9254	0956-23-8011	424-11	424-19
県央地域広域市町村圏組合消防本部	警防救急課	諫早市鷺崎町221番地1	代 0957-23-0119	0957-22-8119	563-11	563-19
島原地域広域市町村圏組合消防本部	警防課	島原市新馬場町872番地2	代 0957-62-7711 直 0957-62-3080	0957-62-3133	524-11	524-19
平戸市消防本部	警防課	平戸市岩の上町733番地1	代 0950-22-3167	0950-22-5179	466-11	466-19
松浦市消防本部	消防課	松浦市志佐町庄野免268番地3	代 0956-72-1211	0956-72-1210	449-11	449-19
五島市消防本部	消防課	五島市吉久木町628番地5	代 0959-72-3131	0959-72-1512	629-13	629-19
新上五島町消防本部	警防課	南松浦郡新上五島町七目郷902-1	代 0959-42-0119	0959-42-0448	646-11	646-19
壱岐市消防本部	警防課	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2	代 0920-45-3037	0920-45-0992	726-11	726-19
対馬市消防本部	警防課	対馬市厳原町桟原52番地第2	代 0920-52-0119	0920-52-1194	828-11	828-19

県庁・振興局から 無線で発信 1-2(地上系) 又は 1-3 (衛星系)

市・町・消防機関から 無線で発信 △-2 (地上系) 又は△-3 (衛星系)

取扱注意

指定地方公共機関

名称	所在地	電話(平時)	電話(緊急時)
		FAX(平時)	FAX(緊急時)
一般社団法人 長崎県医師会	長崎市茂里町 3-27	095-844-1111	095-844-1111
		(F) 095-844-1110	(F) 095-844-1110
一般社団法人 長崎県歯科医師会	長崎市茂里町 3-19	095-848-5311	095-848-5311
		(F) 095-846-0175	(F) 095-846-0175
公益社団法人 長崎県看護協会	諫早市永昌町 23-6	0957-49-8050	0957-49-8050
		(F) 0957-49-8056	(F) 0957-49-8056
長崎県道路公社	長崎市元船町 17-1 長崎県大波止ビル 5F	095-823-2600	095-823-2600
		(F) 095-827-3463	(F) 095-827-3463
九州ガス株式会社	諫早市幸町 1-23	0957-22-3321	0957-22-3320
		(F) 0957-24-3305	(F) 0957-23-8548
一般社団法人 長崎県 LP ガス協会	長崎市中町 1-26 NAGASAKI 中町ビル 7F	095-824-3770	095-824-3770
		(F) 095-824-3771	(F) 095-824-3771
社団法人 長崎県バス協会	長崎市興善町 4-6	095-822-9018	095-822-9018
		(F) 095-826-6411	(F) 095-826-6411
公益社団法人 長崎県トラック協会	長崎市松原町 2651-3	095-838-2281	095-838-2281
		(F) 095-839-8508	(F) 095-839-8508
オリエンタルエアブリ ッジ株式会社	大村市箕島町 593-2	0957-53-6692	0957-53-6692
		(F) 0957-53-6592	(F) 0957-53-6592
島原鉄道株式会社	島原市下川尻町 72-76	0957-62-2231	0957-62-2231
		(F) 0957-63-5712	(F) 0957-63-5712
松浦鉄道株式会社	佐世保市白南風町 1-10	0956-25-3900	0956-25-3900
		(F) 0956-22-8572	(F) 0956-22-8572

名称	所在地	電話(平時)	電話(緊急時)
		FAX(平時)	FAX(緊急時)
九州商船株式会社	長崎市元船町 16-12	095-822-9156	095-822-9156
		(F) 095-824-3128	(F) 095-824-3128
九州郵船株式会社	福岡市博多区神屋町 1-27	092-281-0831	092-281-0057
		(F) 092-281-0844	(F) 092-281-0444
野母商船グループ		0950-27-0025 (F) 0950-25-0060	0950-27-0025 (F) 0950-25-0060
野母商船株式会社	長崎市元船町 17-3		
長崎汽船株式会社	長崎市元船町 17-3		
津吉商船株式会社	平戸市前津吉町 260		
西海沿岸商船 株式会社	佐世保市万津町 7-3	0956-24-1004	0956-24-8682
		(F) 0956-24-1005	(F) 0956-24-1005
崎戸商船株式会社	佐世保市万津町 7-3	0956-25-6118	0956-25-8107
		(F) 0956-24-1005	(F) 0956-24-1005
株式会社五島産業 汽船	長崎市元船町 17-3 1F	095-820-0248	095-820-5588
		(F) 095-820-9301	(F) 095-820-9301
五島旅客船株式会社	長崎市松ヶ枝町 5-35	095-825-1631	095-825-1631
		(F) 095-825-2537	(F) 095-825-2537
有限会社 木口汽船	五島市平蔵町 2746	0959-73-0003	0959-73-0003
		(F) 0959-73-0003	(F) 0959-73-0003
有限会社 黄島海運	五島市黄島町 51	0959-72-8963	0959-72-8963
		(F) 0959-72-8068	(F) 0959-72-8068
有限会社 桑原海運	五島市木場町 147-2	0959-72-6948	0959-72-6948
		(F) 0959-72-6937	(F) 0959-72-6937
会社嵯峨島旅客船 有限	五島市三井楽町濱ノ畔 1473 番地 1	0959-84-2785	0959-84-2785
		(F) 0959-84-2785	(F) 0959-84-2785

名称	所在地	電話(平時)	電話(緊急時)
		FAX(平時)	FAX(緊急時)
株式会社 江崎海陸運送	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷 162-31	0959-22-0099	0959-22-0099
		(F) 0959-22-2941	(F) 0959-22-2941
瀬川汽船株式会社	西海市西海町横瀬郷 4107-7	0959-32-1770	0959-32-1770
		(F) 0959-32-0678	(F) 0959-32-0678
黒島旅客船有限会社	佐世保市黒島町 233	0956-56-2516	0956-56-2516 080-2691-5414
		(F) 0956-56-2083	(F) 0956-56-2083
安田産業汽船株式会社	長崎市松ヶ枝町 5-35	0957-54-4740	0957-54-4740
		(F) 0957-53-1547	(F) 0957-53-1547
竹山運輸有限会社	平戸市度島町 1651	0950-25-2011	0950-25-2011 090-4519-7174
		(F) 0950-25-2011	(F) 0950-25-2011
鷹島汽船有限会社	松浦市鷹島町中通免 228-4	0955-48-2327	0955-48-2327
		(F) 0955-48-2111	(F) 0955-48-2111
有限会社 金子廻漕店	佐賀県伊万里市山代町立岩 2774-1	0955-28-3035	0955-28-3035
		(F) 0955-28-3049	(F) 0955-28-3049
九商フェリー株式会社	島原市下川尻町 7-5	0957-65-0456	0957-65-0456
		(F) 0957-62-4415	(F) 0957-62-4415
熊本フェリー株式会社	熊本市西区新港 1-2	096-311-4330	0957-65-0701
		(F) 096-311-4456	(F) 0957-65-0703
有限会社湯島商船	熊本県上天草市大矢野町湯島 161	0964-56-4060	0964-56-4060
		(F) 0964-56-4060	(F) 0964-56-4060
長崎放送株式会社	長崎市上町 1-35	095-820-3111	095-820-3111
		(F) 095-827-4733	(F) 095-827-4733
株式会社 テレビ長崎	長崎市金屋町 1-7	095-827-8187	095-827-8187
		(F) 095-820-1553	(F) 095-820-1553

名称	所在地	電話(平時)	電話(緊急時)
		FAX(平時)	FAX(緊急時)
長崎文化放送株式会社	長崎市茂里町 3-2	095-843-7004	095-843-7004 夜 095-843-7000
		(F) 095-843-6756	(F) 095-843-6756
株式会社 長崎国際テレビ	長崎市出島町 11-1	095-820-3000	095-820-3425
		(F) 095-827-2225	(F) 095-827-2225
株式会社 エフエム長崎	長崎市栄町 5-5	095-828-2020	095-828-2771
		(F) 095-826-2777	(F) 095-826-2777

九州・山口各県

名称	担当部所	所在地	電話番号	FAX	防災無線電話	防災無線FAX
山口県	総務部防災危機管理課(危機管理班)	山口市滝町1番1号	083-933-2370	083-933-2408	消 35-72360 地 035-201-2367	消 35-868 地 035-201-2408
福岡県	総務部消防防災課(国民保護係)	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3123	092-643-3117	消 40-7023 地 040-700-7023	消 40-7339 地 040-700-7390
佐賀県	統括本部消防防災課(国民保護・防災担当)	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7026	0952-25-7262	消 41-721 地 041-200-1353	消 41-728 地 041-200-4510
大分県	生活環境部防災危機管理課(危機管理班)	大分市大手町3-1-1	097-536-1111	097-533-0930	消 44-152 地 044-200-4-3152	消 44-159 地 044-200-387
熊本県	総務部危機管理・防災消防総室	熊本市中央区水前寺6丁目18-1	096-333-2112	096-383-1503	消 43-7604 地 043-300-8-3413	消 43-7610 地 043-300-7108
宮崎県	危機管理局危機管理課	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7618	0985-26-7304	消 45-2140 地 045-101-2140	消 45-2540 地 045-101-2640
鹿児島県	危機管理局危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2256 099-286-2111	099-286-5519	消 46-22 地 046-311-7-2258	消 46-33 地 046-311-840
沖縄県	知事公室危機管理課	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2143	098-866-3204	消 47-25 地 047-271	消 47-20 地 047-21-03

消:消防防災電話(FAX) 地:地域衛星電話(FAX)